

## 福生市における新型コロナウイルス感染症対策について

国の「緊急事態宣言」の解除及び東京都等の方針を受け、福生市における対応については、次のとおりとする。

### 1 公共施設等の対応について

#### (1) 令和2年5月31日までの公共施設等の対応について

令和2年5月25日に国の「緊急事態宣言」が解除されたが、令和2年5月31日までは、既定の対応を継続する。

#### (2) 令和2年6月1日以降の公共施設等の対応について

令和2年6月1日以降の公共施設等の開館等に当たっては、「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ（東京都：令和2年5月22日決定）」（以下「都ロードマップ」という。）及び「事業者向け東京都感染拡大防止ガイドライン（東京都：令和2年5月22日決定）」に基づき、次のとおり対応するものとする。

#### ア 開館等に当たっての基本方針

当分の間、国が推奨する「新しい生活様式～スマートライフ」を念頭に置き、原則として次に掲げる事項を遵守し、感染予防、感染拡大防止の措置を徹底すること。

##### (ア) 施設管理者の遵守事項

- a こまめな換気に努め、3密（密集、密接及び密閉）が回避できる環境をつくること。
- b 手洗い・アルコール消毒などの手指衛生の徹底
- c 必要に応じて、利用時間の制限、人数制限等の措置
- d 施設窓口における防護シートの設置等の措置
- e その他必要と認める感染予防・感染拡大防止に資する措置

##### (イ) 施設利用者への要請事項

- a 発熱その他の体調不良の場合には利用しないことの徹底
- b 原則マスクの着用、咳エチケットの徹底
- c 利用前後の手指消毒（又は手洗い）、うがい等
- d ソーシャルディスタンスの徹底
- e その他必要と認める感染予防・感染拡大防止に資する行動

イ 各施設の対応

施設区分	施設名	対応	備考
屋内体育施設	中央体育館	令和2年6月2日(火)から開館	
	熊川地域体育館 福生地域体育館	令和2年6月1日(月)から開館	
市民会館・公民館	市民会館	令和2年6月2日(火)から開館	
	公民館 松林会館 白梅会館	令和2年6月2日(火)から開館	
地域会館	わかぎり会館 わかたけ会館 扶桑会館 かえで会館 田園会館 さくら会館 松林会館 白梅会館 福東会館	令和2年6月2日(火)から開館	
児童館	熊川児童館 田園児童館 武蔵野台児童館	令和2年6月1日(月)から開館	
その他の施設	輝き市民サポートセンター	令和2年6月2日(火)から開館	
	プチギャラリー	令和2年6月2日(火)から開館	
	福庵	令和2年6月2日(火)から開館	
	旧ヤマジュウ田村家住宅	令和2年6月2日(火)から開館	
	ふれあいひろば	令和2年6月2日(火)から再開	
	子育て地域活動室	令和2年6月2日(火)から再開	
	郷土資料室	令和2年6月2日(火)から開館	
	防災食育センター (施設見学)	当分の間、施設見学は中止	

施設区分	施設名	対応	備考
	福祉センター	令和2年6月1日（月）から 開室	・浴室は、人数及び 時間制限有
	まちなかおもてなし ステーションくるみ るふっさ	令和2年6月2日（火）から 開館	
図書館	中央図書館 わかぎり図書館 わかたけ図書館 武蔵野台図書館	令和2年6月2日（火）から 開館	
学校開放	小・中学校	令和2年6月1日（月）から 校庭のみ開放とする。	当分の間、体育館、 校舎の開放はしな い。
屋外体育施設	野球場 グラウンド ネッツ多摩S&Dフ ィールド（市営競技 場） テニスコート	令和2年6月1日（月）から 開場	
	市営プール	今年度は、開場を中止する。	市民総合体育大会 水泳大会も中止
公園	多摩川中央公園 バーベキュー施設	令和2年7月1日（水）から 開場	
	多摩川中央公園及び かに坂公園駐車場 複合遊具	令和2年6月1日（月）から 開場	

※各施設において、上記アに定める基本方針に基づき、施設実情に沿った感染予防・感染  
拡大防止に資する対策を講ずるものとする。

## 2 市が主催又は共催するイベント等について

「新型コロナウイルスによる感染症に対する市が主催するイベント等に関する取扱方  
針」（令和2年2月26日決定）に基づき、「**当分の間**」は、中止又は延期の対応を延長す  
る。（※令和2年9月末までは、中止又は延期の対応を継続）

### 3 市内小中学校、保育園、学童クラブ等の対応について

区 分	対 応
小・中学校	<p>(1) 令和2年6月1日(月)から6月5日(金)までの対応～分散登校にて再開 次の事項を留意しながら、週に2回の学級ごとの「分散登校日」を設定する。</p> <p>①小学校第1学年は午前3時間までとする。</p> <p>②小学校第6学年及び中学校第3学年は、午前3時間と午後2時間までとする。</p> <p>③上記の学年以外については午前又は午後2時間程度設定すること。</p> <p>④「分散登校日」については、「3密」を避けるために、一つの学級を分割して別教室で指導する等の工夫を図ること。</p> <p>⑤小学校については、「教室での指導時間」を登下校時の見守り員の配置を考慮し、設定すること。(安全な登下校を実施するために、保護者や学校運営協議会員等に協力を呼びかけること。)</p> <p>⑥「分散登校日」には、給食を実施するものとし、所属学級において給食を実施する。会食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにしない、又は会話を控えるなどの感染防止対応をとること。</p>
	<p>(2) 令和2年6月8日(月)以降の対応 平常授業とする。</p>
保育園	令和2年6月1日(月)から、登園自粛要請を解除し、通常どおりの運営を再開する。
学童クラブ	小学校の対応に連携し、令和2年6月8日(月)から通常どおりの運営を再開する。(6月6日(土)までは、朝延長(8時から8時30分)は行わない。)
ふっさっ子の広場	小学校の対応に連携し、令和2年6月1日(月)から、通常どおりの運営を再開する。

### 4 市役所業務について

(1) 令和2年6月1日(月)から、昼時間(12時から13時まで)の窓口業務の休止は解除する。

(2) 令和2年6月1日(月)から、時間外開庁の休止は解除する。

### 5 市職員の勤務体制について

(1) 「交代制在宅勤務」の解除

令和2年6月1日(月)から「交代制在宅勤務」を解除する。

(2) 「時差出勤」の導入

感染予防、感染拡大防止の見地から、電車通勤の職員のほか、必要と認める職員については、令和2年6月1日(月)から当分の間、「時差出勤」を導入する。

### (3) 感染予防・感染拡大防止環境の維持

職員は、手洗い等の手指衛生、咳エチケット、業務時のマスクの着用はもとより、ソーシャルディスタンスの確保、職場の換気などを励行し、感染予防・感染拡大防止に資する環境を維持するものとする。

## 6 庁内等の対応について

### (1) 庁内会議等の自粛、代替等について

当分の間、庁内部における会議等（審議会等を含む。）については、可能なかぎり書面会議又は延期などの措置を継続し、感染リスクを回避する。

### (2) 出張等について

当分の間、出張等の自粛、電話やメール等での連絡等の対応を継続し、感染リスクを回避する。

## 7 これからの新たな対策事業について

必要な対策事業について、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や東京都の「東京都市町村新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金」などを有効に活用し、可能な限り、スピード感をもって講じていく。

### ※予定案件（一般会計補正予算（第3号）案件）

事業名（仮）	事業概要
ひとり親家庭支援事業	一人親世帯を支援するため、児童育成手当を受給している世帯に対し、3万円の上乗せ支給を実施
防災物品整備事業	避難所等の感染症対策として、マスク・防護服・アルコール消毒液・体温計等を購入
GIGA スクール推進事業	小中学生用タブレットリース等
障害児通所給付事業	特別支援学校等の臨時休業に伴い、放課後等デイサービスの利用時間が増加したことから、障害児通所給付費を増額
中小企業支援事業	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者を支援するため、市内事業者への応援金の給付を実施
BCG 集団接種事業	新型コロナウイルス感染症により延期となった集団予防接種事業の再開に伴い、1回の対象者数を減らし実施回数を増やすことでクラスターの発生を防ぎ、法定年齢での接種を実現する。
住居確保給付金事業	要件の拡充及び窓口混雑に伴う相談員の増員（体制整備）

## 8 その他

### (1) 感染者が市内に発生した場合の対応について

今後、市内学校、保育園その他の公共施設に関係する者が感染した場合において、濃厚接触者の有無等、更なる感染拡大のおそれがある状況にあるときは、その影響の度合いを勘案し、速やかに、休業その他の感染防止に資する対応をとり、感染の拡大を防ぐための措置を講じるものとする。

### (2) 柔軟かつ速やかな対応

市民の健康の確保、感染予防及び感染拡大防止を第一に、今後の国、東京都等の方針や市内における感染状況等を踏まえ、柔軟かつ速やかに、支援施策その他の市の対策について、必要な措置を講じるものとする。